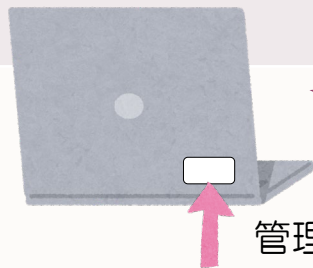


1.物品購入 ②購入物品の管理

購入物品は金額、品目によって取り扱いが異なります。管理方法も大きく異なりますので、所属研究科の会計担当係の指示に従い、適切に管理してください。

管理種別

種別	基準	管理シールの有無	管理方法	特徴	対象物品例
固定資産	取得価額50万以上かつ1年以上の使用が見込まれるもの	有	資産登録をし、必要な都度所在確認を行う	減価償却対象	ドラフトチャンバー、滅菌器、シュレッダー等
少額備品	取得価額10万以上50万未満かつ1年以上の使用が見込まれるもの	有	備品登録をし、年に一度抽出にて所在確認を行う	資産に準じた管理が必要	PC、卓上遠心機、顕微鏡等
特定管理物品	10万未満	研究科により有	管理番号を付番し、帳簿等で管理のうえ、抽出にて所在確認を行う	換金性が高い少額品が対象	PC、プロジェクター、タブレット、デジタルカメラ等
消耗品		無			



管理シールは見える位置に！

各研究科により対応が異なる場合もありますので、詳細は会計担当係に確認してください。